

庄内総合高校教育基本計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 田川地区の県立高校再編整備計画を踏まえ、庄内総合高校の教育内容等に関する教育基本計画（以下「教育基本計画」という。）を策定するため、「庄内総合高校教育基本計画策定委員会」（以下「教育基本計画策定委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 教育基本計画策定委員会は、庄内総合高校の教育内容等について検討し、「教育基本計画」を策定する。

(組織)

第3条 教育基本計画策定委員会は、10人の委員で組織し、別表1に掲げる者を充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から教育基本計画が策定される日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 教育基本計画策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は教育次長をもって充て、副委員長は教育庁総務課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 教育基本計画策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 教育基本計画策定委員会の会議には、委員長が必要であると認める場合は、第3条に定める委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第7条 教育基本計画策定委員会の円滑な運営を図るために事務局を置き、別表2に掲げる者を充てる。

(作業部会)

第8条 教育基本計画策定委員会は、検討内容に応じて作業部会を置く。

2 作業部会は、別表3に掲げた者で組織する。

3 作業部会には部会長及び副部会長を置き、委員長が部会に所属する委員の中から指名する。

4 部会長は、部の会務を掌握し、検討経過等について教育基本計画策定委員会に報告する。

5 副部会長は部会長を補佐する。

(庶務)

第9条 教育基本計画策定委員会の庶務は、県教育庁高校教育課高校改革推進室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、教育基本計画策定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成30年5月31日から施行する。

別表1

平成30年度 庄内総合高校教育基本計画策定委員会 委員名簿

	職 名	氏 名
委員長	県教育庁教育次長	柿崎 則夫
副委員長	県教育庁総務課長	奥山 賢
委員	山形大学男女共同参画推進室准教授	井上 榮子
〃	県教育庁総務課施設整備主幹	熊谷 岳郎
〃	県教育庁高校教育課長	坂尾 聡
〃	庄内町教育委員会教育長	菅原 正志
〃	田川地区中学校長会代表（庄内町立余目中学校長）	佐藤 真哉
〃	県立庄内総合高等学校長	高橋たず子
〃	県立鶴岡南高等学校長	石川 真澄
〃	県立鶴岡工業高等学校長	阿部 進

別表2

平成30年度 庄内総合高校教育基本計画策定委員会 事務局構成

	職 名	氏 名
事務局長	県教育庁高校教育課高校改革推進室長	須貝 英彦
事務局次長	〃 総務課課長補佐（予算担当）	川井 幸樹
〃	〃 総務課課長補佐（学校施設担当）	大瀧 哲
事務局員	〃 教職員課課長補佐（高校管理担当）	大沼 晋
〃	〃 高校教育課課長補佐（教育担当）	渡邊 晃
〃	〃 〃 高校改革推進室室長補佐	伊藤 久敏
〃	〃 〃 〃 高校改革主査	丹野 陽

平成30年度 庄内総合高校教育基本計画策定委員会 作業部会員

班名	役職	職名	氏名
総括	部会長	県立庄内総合高等学校長	高橋たず子
	副部会長	県立庄内総合高等学校事務長	尾形 太志
教育計画班		県立庄内総合高等学校教頭	難波 理
		庄内町教育委員会教育課教育施設係長	押切 崇寛
		県立鶴岡南高等学校（通信制）教頭	砂田 智
		県立鶴岡工業高等学校（定時制）教頭	森 雅光
		県立庄内総合高等学校教諭	小松原直樹
		県立庄内総合高等学校教諭	榊原 勝典
施設設備班		県立庄内総合高等学校事務長	尾形 太志
		県立庄内総合高等学校教頭	難波 理
		県教育庁総務課施設企画主査	廣谷 祐二
		県立庄内総合高等学校教諭	本間 義久
		県立庄内総合高等学校主任実習教諭	水口 修一
		県立鶴岡南高等学校（通信制）教諭	菅原 秀記